

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

近年の人件費上昇や物価高騰等の社会経済情勢の変化に伴い、し尿収集運搬業務にかかる経費が増大しており、利用者においても適正なし尿処理手数料の負担を求める必要等があることから、開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年開成町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（技術管理者の資格） 第16条 法第21条第 3 項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略） （6） 学校教育法に基づく短期大学（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （7） 学校教育法に基づく短期大学（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、5 年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（技術管理者の資格） 第16条 法第21条第 3 項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略） （6） 学校教育法に基づく短期大学_____ _____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した_____ _____後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （7） 学校教育法に基づく短期大学_____ _____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____ _____後、5 年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後	改正前
(8)～(11) (略)	(8)～(11) (略)

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後		
別表（第13条関係） 一般廃棄物処理手数料		
種別	取扱区分	手数料
1 し尿	(1) 一般家庭及びこれらに準ずるものから排出されるもので人員によるもの（定額制）	1人につき 月額 <u>490円</u>
	(2) 前号の定額制によることが著しく実情にそぐわないと町長が認めるもの（従量制）	36リットルにつき <u>490円</u>
(略)		(略)
3 ごみ等の一般廃棄物	(1) 町が許可する一般廃棄物収集運搬業者が収集するもので足柄西部清掃組合において処理するもの	1キログラム <u>25円</u>
	(2) (略)	(略)
	(3) (略)	(略)
備考		
(1) ごみ等の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。		

改正前		
別表（第13条関係） 一般廃棄物処理手数料		
種別	取扱区分	手数料
1 し尿	(1) 一般家庭及びこれらに準ずるものから排出されるもので人員によるもの（定額制）	1人につき 月額 <u>360円</u>
	(2) 前号の定額制によることが著しく実情にそぐわないと町長が認めるもの（従量制）	36リットルにつき <u>360円</u>
(略)		(略)
3 ごみ等の一般廃棄物	(1) 町が許可する一般廃棄物	1キログラム <u>15円</u>

物	収集運搬業者が収集するもので足柄西部清掃組合において処理するもの (2) (略) (3) (略)	 (略) (略)
備考 (1) ごみ等の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。